

2017年5月2日

お客様各位

川崎汽船株式会社  
自動車船営業グループ  
中近東チーム

インド向け CIF/C&F 貨 サービス税課税の件(続報)

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、インド向け CIF/C&F 貨海上運賃に対して、2017年1月22日よりサービス税4.5%が課税される旨の御案内を既に出させて頂いておりますが、2017年4月13日付インド財務省からの通知により、B/L Date が4月23日以降の貨物に対しては、同税は全て在インドの貨物輸入者様に対して課税される事となりました。

上記詳細に関しましては、インド財務省中央間接税局の以下ウェブサイトにて御参照下さい。

<http://www.cbec.gov.in/ServiceTax-Notifications?pageID=4-7>

つきましては、お客様より輸入者様にインド向け CIF/C&F 貨海上運賃を事前にご連絡頂けます様、何卒お願い申し上げます。なお、お客様から輸入者様に海上運賃金額のご連絡がされておらず、輸入者様より弊社もしくは弊社インド代理店に海上運賃金額のお問い合わせを頂いた場合は、海上運賃金額を回答させて頂きますので、事前に御了解賜りたくお願い申し上げます。

ご不明点がございましたら、下記担当までご連絡頂きたく、宜しくお願い申し上げます。

鈴木・矢部・飯田 (TEL 03-3595-5425/5183/5416 : FAX 03-3595-5416)

以上